

國學院大學學術情報リポジトリ

平成30年度 国際交流旅費補助による出張報告

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, 森 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001656

〔氏 名〕 飯田 森（法学研究科博士課程前期1年）

〔出張期間〕 平成30年12月4日～12月10日

〔出張先〕 ザグレブ大学（クロアチア）

○はじめに

今回、私はクロアチアで催された「3rd International Conference on European Company Law and Corporate Governance」という学会に参加し、EU 各国やアジアの研究者や学生と各テーマについて議論した。そこで研究テーマについて自分が感じたことについてまとめようと思う。

○ EU における商業登記のデジタル化

今回の学会のテーマは、コーポレートガバナンス、会社法のデジタル化、株主の権利などである。その中で注目していたテーマは、会社法のデジタル化について特に商業登記のオープン化である。ヨーロッパでは BRIS (Business Registers Interconnection System) を中心に、商業登記をオープン化し、EU 内のどこの国からでも簡単に加盟国の会社の情報を見ることができている。学会では、そのような日本にはないシステムについて聴講してきた。

ヨーロッパでは、年間1000万人を超える人々が国を超えて生活している。このことは、国ごとによって異なるシステムの連携を必要とし、他国の情報へのアクセスを向上してきた。

そして近年、ビジネスが国際市場において国境を超えて発展してきていることで、会社の情報を他国から検索することや、その情報への信頼性が求められている。

しかし、商業登記はそれぞれの国で記載している会社の情報や、言語が異なっており、他国の会社の情報を検索することは容易ではなかった。

そのことが、商業登記を統一させデジタル化する一つの要因となった。

そして商業登記をデジタル化することで、会社の情報がオープンになり、会社の信頼度が向上し、他国の会社の情報を調べる際の負担も軽減する。また、他国のある一定の条件の会社をフィルターなどにかけて探すなどということもできるようになってくると考える。

商業登記のデジタル化により、会社だけでなく市民も容易に他国の会社の情報を検索できるようになった。例えば、クロアチアにしながらアイスランドの会社の情報を検索できるということである。他国のECサイトなどで商品を購入しようとした時、その会社が存在するのか？事業目的は？資本金は？このようなことが容易に調べられるようになる。このことは、契約時の法的トラブルの防止につながり、また会社の信頼性を高めるのである。

商業登記をデジタル化したことで会社の様々な情報を活用することが可能になった。特に興味深かったことは、商業登記をブロックチェーン（ここでいうブロックチェーンとは金融の仕組みのことでなく、単に情報を結ぶという意味を指す。）として様々な情報と結びつけるという考え方だ。自分だけでなく、他の研究者や学生からも多くの質問がされており、関心度の高さがうかがえた。商業登記の情報の種類や量は国によって異なるが、どの情報も国で管理している豊富なものであることは間違いないだろう。そのような情報を他の情報と結びつけることによって有効活用としようというのである。株主の情報や、財務の情報などを活用すれば、経済をより発展することができるだろう。

○日本における問題点と解決策

今まで述べてきた通り、EUなどでは商業登記をデジタル化しオープンにすることで、国際市場で自国の会社の信頼性を高め、市民を法的トラブルから守っている。

では、日本はどうか？自分が海外の研究者の発表を聴講して感じた

日本の商業登記制度の問題点と解決策を取り上げる。

日本の商業登記は基本的に紙ベースであり、近年インターネットでも閲覧することができるようになったものの、そのサービスを使用できるのは平日の日中のみで、他国からアクセスしたい場合や土日に検索したい場合などにはとても不便である。また、一件ごとに手数料を支払って検索しなければならないので一覧で表示して会社を探すこともできずやはり利便性に欠けている。

また会社法では、登記されていることは公示されていることとみなされ、登記事項は知られているという前提がある。以前までは法務局に行って請求しなければ見られなかったが、現在は先ほども述べたとおり、時間制限はあるがインターネットで見ることができるようになった。

これを「公示性」という点で考えてみると、1 法務局のみ、2 限定的なインターネット、という段階を日本の制度では辿ってきている。有償で時間に制約がある現段階では未だ「公示性」は高いとは言えないだろう。

「公示性」を高めるためには会社の情報を EU の BRIS のようにオープンデータとして提供するべきであると考え。そうすれば、誰でもいつでもどこにいても日本の会社の登記を閲覧することができるようになる。また、ブロックチェーンとして様々な情報と結びつけることが可能になり、多岐にわたって有効活用が期待できる。そして他国との互換性を持たせるために英語表記の登記を作成すれば、他国から日本の会社へのアクセスが容易になり、信頼度も高まるだろう。

また、登記の信頼度という点でいうと、日本には12年間商業登記の情報を更新しない、いわゆる休眠会社としてみなし解散をされるケースも見られる。

法務省の資料によると、平成27年以降毎年約15,000から20,000社が休眠会社として、みなし解散されている（12年ぶりに行った平成26年は約79,000社）。会社の状況が変わっていながらも、12年間登記上の情報を更新していない会社が毎年15,000社以上も掲載されている商業登記の情報に

は、信頼が置けないと考えるのが一般的である。

どうしてこのような問題を抱えながらも商業登記がデジタル化（オープン化）されないのか、商業登記のデジタル化を実現するために何が必要なのか、未だ不明な点が多く存在する。今後より一層研究に励み、疑問や課題などを解決していきたいと思う。

○おわりに

今回初めて国際学会に参加し、わからないことや力不足に感じたことも多かったのですが、海外の研究者の考え方や意見を聞くことができ自分の研究にとってとても有意義な時間を過ごすことができました。

最後に、この機会を与えてくださった、法学研究科の委員の先生方、特に幹事である坂本一登先生、指導教授である森川隆先生、学会の情報をお寄せくださった甘利航司先生、大学院事務課の皆様、特に実際の事務をご担当いただいた林紅花様に厚く御礼を申し上げ、感謝いたします。

参考資料

- ・法務省 休眠会社・休眠一般法人の整理作業について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html